

## 令和3年第1回八雲町議会定例会会議録（第3号）

令和3年3月17日

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から議案第9号まで、議案第10号及び議案第15号並びに発委第1号及び発委第2号（令和3年度各会計予算及び関連付託議案）  
（予算特別委員会委員長報告）
- 日程第 3 議案第11号 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第12号 八雲町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第13号 八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第14号 八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第16号 八雲町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第17号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 9 議案第18号 八雲町町道の構造の技術的基準等を定める条例及び八雲町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第19号 八雲町下水道事業設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第20号 八雲町集落排水施設条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第21号 指定管理者の指定について  
議案第22号 指定管理者の指定について  
議案第23号 指定管理者の指定について  
議案第24号 指定管理者の指定について  
議案第25号 指定管理者の指定について  
議案第26号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第29号 令和2年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第30号 令和3年度八雲町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 発議第1号 高齢者の医療費窓口負担の現行1割の継続を求める意見書
- 日程第17 発議第2号 国民健康保険料の子ども均等割減免の拡充に関する意見書
- 日程第18 発議第3号 小中高全体で30人学級を早く実施することを求める意見書
- 日程第19 発議第4号 30年までの温室効果ガスの削減目標を引き上げ、気候変動対策を抜本的に強めることを求める意見書
- 日程第20 発議第5号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

日程第2 1 発議第 6 号 コロナ禍における地域経済の活性化を米価暴落対策を求める  
意見書

日程第2 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

**○出席議員（12名）**

2番	関口正博君	3番	佐藤智子君
4番	横田喜世志君	5番	斎藤實君
6番	大久保建一君	7番	赤井睦美君
9番	三澤公雄君	11番	牧野仁君
12番	安藤辰行君	14番	千葉隆君
副議長	15番 黒島竹満君	議長	16番 能登谷正人君

**○欠席議員（2名）**

10番	田中裕君	13番	宮本雅晴君
-----	------	-----	-------

**○欠 員（2名）**

## ○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	吉 田 邦 夫 君
副 町 長	萬 谷 俊 美 君	総 務 課 長	三 澤 聡 君
総 務 課 参 事	岡 島 広 幸 君	併 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	
新 幹 線 推 進 室 長	阿 部 雄 一 君	政 策 推 進 課 長	竹 内 友 身 君
会 計 管 理 者		財 務 課 長	川 崎 芳 則 君
兼 会 計 課 長	馬 着 修 一 君	住 民 生 活 課 長	川 口 拓 也 君
保 健 福 祉 課 長	戸 田 淳 君	農 林 課 長	加 藤 貴 久 君
農 林 課 参 事	荻 本 正 君	併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
商 工 観 光 労 政 課 長	藤 牧 直 人 君	水 産 課 長	伊 藤 修 君
建 設 課 参 事	藤 田 好 彦 君	建 設 課 長	鈴 木 敏 秋 君
環 境 水 道 課 参 事	佐 藤 英 彦 君	環 境 水 道 課 長	田 村 春 夫 君
公 園 緑 地 推 進 室 長	佐 藤 尚 君	落 部 支 所 長	佐 藤 尚 君
学 校 教 育 課 長	石 坂 浩 太 郎 君	教 育 長	土 井 寿 彦 君
社 会 教 育 課 長		学 校 教 育 課 参 事	齊 藤 精 克 君
兼 図 書 館 長		体 育 課 長	三 坂 亮 司 君
郷 土 資 料 館 長	佐 藤 真 理 子 君	農 業 委 員 会 会 長	日 野 昭 君
町 史 編 さん 室 長		監 査 委 員	千 田 健 悦 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	金 浜 ゆ かり 君	総 合 病 院 庶 務 課 長	竹 内 伸 大 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	外 崎 正 廣 君	総 合 病 院 地 域 医 療 連 携 課 長	長 谷 川 信 義 君
総 合 病 院 事 務 長	成 田 耕 治 君	消 防 長	大 湊 聡 君
総 合 病 院 医 事 課 長	石 黒 陽 子 君	八 雲 消 防 署 庶 務 課 長	堤 口 信 君
総 合 病 院 地 域 連 携 医 療 連 携 課 参 事	加 藤 孝 子 君	八 雲 消 防 署 警 防 救 急 課 長	大 清 水 良 浩 君
八 雲 消 防 署 長	高 橋 朗 君		
八 雲 消 防 署 予 防 課 長	今 村 幸 一 君		

### 【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地 域 振 興 課 長	野 口 義 人 君	住 民 サ ー ビ ス 課 長	北 川 正 敏 君
兼 熊 石 教 育 事 務 所 長		熊 石 消 防 署 長	荒 谷 佳 弘 君
産 業 課 長	吉 田 一 久 君		
海 洋 深 層 水 推 進 室 長	福 原 光 一 君		
熊 石 国 保 病 院 事 務 長			

## ○出席事務局職員

事 務 局 長	井 口 貴 光 君	併 議 会 事 務 局 次 長	成 田 真 介 君
併 監 査 委 員 事 務 局 長		監 査 委 員 事 務 局 次 長	
庶 務 係 長	松 田 力 君		
併 監 査 委 員 事 務 局 監 査 係			

[開議 午前10時00分]

### ◎ 開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に横田喜世志君と大久保建一君を指名いたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（井口貴光君） ご報告いたします。

本日の会議に、予算特別委員会に付託をした令和3年度各会計予算及び関連議案の審査報告書が提出されております。また、町長より議案2件が追加提出されております。この他に、議員発議による意見書6件、議会運営委員会より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

本日の会議に、田中裕議員、宮本雅晴議員、欠席する旨の届け出がございます。以上でございます。

### ◎ 日程第2 議案第1号から議案第9号まで、議案第10号及び議案第15号並びに発委第1号及び発委第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第2、議案第1号から議案第9号まで、議案第10号及び議案第15号並びに発委第1号及び発委第2号の各案を、一括議題といたします。

本件は、かねて審査を付託しておりました、予算特別委員会からの報告を受けて、議題とするものであります。報告書は、お手元に配付のとおりであります。

予算特別委員会副委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

○予算特別委員会副委員長（斎藤 實君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 斎藤副委員長。

○予算特別委員会副委員長（斎藤 實君） 宮本委員長が不在のため、副委員長の私から、予算委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

当委員会は、去る10日の本会議で付託を受けたあと、正副委員長の互選を行い、委員長に宮本雅晴委員、副委員長に私が選出されました。

審査の過程につきましては、各委員ご承知のとおりでありますので、省略させていただきますが、昨年同様、新型コロナウイルス感染防止対策を行った中での審査にご協力をい

いただきました、委員各位、執行部の皆様に心より感謝を申し上げます。

審査の結果は、お手元に配付の審査結果報告書のとおり、各案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。町理事者におかれましては、審査の過程で出された意見等を真摯に受け止め、事務の執行にあたられますよう申し上げます。

なお、各委員から町理事者に対し、特に申し入れすべきものと合意をみた事項について申し添えます。

令和3年度は、令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染の収束が見えない中での予算執行となります。八雲町PR事業については、令和3年度も引き続き実施を予定しており、これまでの効果から事業の必要性は認識しているところですが、特に町外におけるPR事業の実施にあたっては、ウィズコロナやアフターコロナという観点から、事業の実施や方法について、状況に応じて慎重に検討していただき、最小の経費で最大の効果を得ることができるよう努めていただきたいと思います。

以上申し添え、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対する質疑は、議長を除く全議員が予算特別委員会委員であることから、これを省略いたします。

委員長報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものであります。

これより、各案を区分して討論を行います。まず、議案第10号について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに採決いたします。お諮りいたします。議案第10号について、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに採決いたします。お諮りいたします。議案第15号について、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発委第1号について討論を行います。討論はございませんか。

○4番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○4番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発委第1号について、反対討論を行います。

現行16名から2名減の14名にするということは、それだけ民意を削ることを意味します。また、定数の減少により、当選ラインが上昇するとともに、なり手不足の原因の一つとされています。なり手不足の解消を言いながら、そのハードルを上げることになります。よって、八雲町議団は、議員定数削減の条例には賛成できません。以上で反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○2番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（能登谷正人君） 関口君。

○2番（関口正博君） 発委第1号に対し、賛成の立場で討論を行います。

議員定数の見直しにつきましては、これからのさらなる人口減少、議員のなり手不足などの課題を受け、議会改革の検討項目の一つとして、議員間で協議を行ってきたものでございます。その間、議会報告会におきましても、議員定数、議員報酬の引き上げについてをテーマに掲げ、各地域におきまして町民の皆様からご意見をいただき、最終的に議会運営委員会において定数を14名に削減するとの結論を出したものでございます。

なによりも、16名で始まったこの任期を2名が欠員となり、3年余りの間14名で活動してきたという事実は、定数16名を継続する根拠とはなり得るものではありません。多様な意見を汲み上げることにおいては、いかにして議員自らが、より一層質を高め、民意を効率的に反映させるかを基本と考えるべきであり、それこそがこれからの時代に求められる議員の姿であると考えられます。

町民の信頼を今まで以上に得るためには、議会自らが議会改革に積極的に取り組み、強い覚悟を持った行動が必要であるとの考えから、議員定数を14名とすることの賛成意見とさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ほかに討論はございませんか。

これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。発委第1号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。よって発委第1号は、委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、発委第2号について、討論を行います。討論はございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発委第2号、八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

現在は、議員が19万5,000円、委員長がそれに加算1万円、副議長はプラス35,000円、議長がプラス10万円で29万5,000円です。

それがこのたびは、これらの金額に、議長・副議長がプラス45,000円、委員長はプラス5万円、議員がプラス48,000円です。普通はこれだけの大幅な賃上げはあり得ません。ましてや新型コロナウイルス感染症の収束が予測できない状況下で、10月の町議選挙後とはいえ、議員報酬を引き上げることには反対です。以上で討論を終わります。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○6番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保建一君） 賛成の立場で討論いたします。

当町の議員報酬は、旧熊石町との合併の際に、旧八雲町の報酬額を適用した経緯がありますが、社会情勢や地域の環境の変化に伴い、議会活動も変化してきている中において、現在まで15年以上見直しされていません。

また、算出根拠が不明確であることから、現在の報酬額が適切であるかどうか議論することや説明することが困難な状況にあります。

一方で、議員のなり手不足が問題となっており、道内の他町議員選挙においても無投票や定数割れが多くなってきており、議員のなり手不足に対する環境整備は重要な問題となっております。このような現状から議員報酬は役務の対価であるという考えの基、算定の根拠を明確に定め、それに基づいた報酬額に改定する必要があるかどうかについて、私たちは十分な時間をとって協議検討してきました。

また、昨年度の議会報告会では議員報酬をテーマとして取り上げ、積極的に町民の意見を求めてもきました。その結果が、本件であり、これまでの協議にはもちろん共議団の議員も入っていたはずですが、新型コロナウイルスによる町民生活への影響から今、報酬額の見直しを行うことへの批判も考えられます。

また、自分自身の待遇改善のことともいえるので、その場限りの町民受けを考えると反対のスタンスを取っていたいのもわかります。しかし、将来を見据えた議員のなり手不足解消に対する環境改善は時の現職にしかできないことです。多様な町民が議員を志し、多くの立候補者が出て、有権者が投票を行い、適任者を選ぶのが本来の議会議員選挙です。今年の10月に改選期を迎える今、目指すべき開かれた八雲町議会のために、是非、可決すべきと考えます。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ほかに討論はございませんか。

これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。発委第2号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立多数であります。よって発委第2号は、委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、議案第1号から議案第9号まで、令和3年度各会計予算について討論を行います。討論はございませんか。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 議案第1号、一般会計予算に反対する討論を行います。

まず第1は、町議選挙後2か月分の議員報酬引き上げの418万円が組み込まれていることです。報酬総額は昨年の約3,400万円から3,800万円となります。新型コロナウイルス感染症の終わりが見えず、苦しんでいる人々がいる中で、町議だけが報酬を引き上げるとするのは町民から理解が得られないと考えます。

次に、町政執行方針に述べられていた、役場庁舎建設に絡む、国立病院機構八雲病院及び北海道八雲養護学校跡地、跡施設取得については、建設場所に疑問を持つ町民もいます。高齢化が進み、免許証の返納が増える状況で、タクシーチケットやデマンドバスなど対策は考えられていますが、誰もが利用しやすい役場庁舎を目指すという理念に反すると思います。

三点目に、航空自衛隊八雲分屯基地は、災害訓練は必要だと思いますが、新たな部隊の配備を目指すことは国の軍事費の増加につながります。それよりも福祉、教育、コロナ対策に予算を回すべきです。

四点目、新幹線トンネル要対策土処分地については、機構と町と処分地周辺の住民や関係者と決めていて、議会へは報告のみ。町民全体への説明会もない。機構の調査も処分地周辺にA4の調査に入るお知らせを配るのみで調査に入っています。このようなやり方を続けていいのか。地球温暖化が進み、大規模災害が多発する中で、現在の処分方法で安全性が担保されるのか疑問です。町として機構に今以上の説明責任と安全性重視を要求すべきであります。以上の理由から一般会計予算に反対いたします。

○議長(能登谷正人君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○9番(三澤公雄君) 議長、三澤。



○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 賛成の立場で討論させていただきます。

1号議案の議員報酬に関してが、反対の根拠として上げていましたけれども、このことについての賛成討論は、先に述べた委員と変わりませんので省きますが、それ以下の部分について反論させていただきます。

二つ目にあげられました、新庁舎土地取得についてでございますが、このことについては、直近のパブリックコメントで町民からはゼロでございました。そういうことも踏まえてもですね、既に新庁舎の土地取得については一定の流れが出ているものと思えますし、議会の中でも特別委員会を立ち上げ、共議団の意見も十分に反映させながら議論してきたという経緯が議会の中ではございます。

その次にあげられました、自衛隊の新たな配備を執行方針に盛り込んだということでございますけれども、そこについてもですね、国立病院八雲機構が撤退して人口減少の中にあるという町の状況を考えると、いろいろ検討する中では、新たな部隊の配備ということに言及するのは当然の既決ではないかと配慮いたします。

また、新幹線トンネル残土においても、このことについての説明の主体は機構であり、総務常任委員会でもその都度議論しておりますけれども、町は機構の側に立つのではなく、あくまでも町民のほうに軸足を置いて、機構に対してしっかりと説明を求める、または基準を守ることに對しては目を光らせているということは総務常任委員会の中の議論でも明らかになっております。

以上のことを踏まえましても、今回の予算案については、持続可能のまちづくりを実現するために、施策をいろいろ検討され、予算委員会の中でも町長が前面に立って議員の質問・疑問について答えている姿勢を、私は高く評価し、本予算は通すべきだと思ひ、賛成の立場で反論いたします。

○議長(能登谷正人君) 次に、反対の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ほかに討論はございませんか。

これをもって討論を終結いたします。これより各案を区分して採決いたします。まず、議案第1号八雲町一般会計補正予算について、採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第1号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立多数であります。よって議案第1号は、委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、ただ今採決をしました、議案第1号を除く、議案第2号から議案第9号までの8件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。ただ今申し上げました、議案第2号から議案第9号までの8件につ

いて、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第9号までについては、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第3 議案第11号

○議長(能登谷正人君) 日程第3、議案第11号 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 議長、総合病院庶務課長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 議案第11号 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書5ページをお開き願います。この度の改正は、人事院規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の患者及びその疑いのある患者に対応した職員に支給する特殊勤務手当である感染症防疫給仕作業手当の支給区分を追加するほか、新型コロナウイルス感染症の定義規定の見直しによる条文・文言を整理しようとするものであります。

改正条例の内容であります。条例附則第3項において、新型コロナウイルス感染症の定義を平易なものとするため、条文・文言を整理しようとするものであります。

条例附則第4項においては、新型コロナウイルス感染症患者等への対応に応じて支給する、感染症防疫給仕作業手当の支給区分を新設しようとするものであり、その内容は廃棄物処理など簡易な業務のみに従事した場合の手当て日額1,500円であります。改正条例の附則においては本条例の施行期日を公布の日とすること。改正内容を令和2年4月1日に遡及して適用することを規定するものであります。

以上で議案第11号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番(三澤公雄君) 議長、三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) この議案の説明がですね、病院の庶務課長のほうからされたということで、改めてお聞きしますけども、防疫給仕作業ということに該当するのは、病院関係職員だけに限ったことでしょうか。例えば、今想像されるのはですね、救急搬送時に関わった職員だとかがいると思うんですけども、この範囲をお知らせ願います。

○総務課長(三澤 聡君) 議長、総務課長。

○議長(能登谷正人君) 総務課長。

○総務課長(三澤 聡君) 今回の条例の改正の中身はですね、提案は病院側のほうからされておりますけれども、この条例の規定に当てはまるものであれば支給というふうにな

りますので、仮に消防職員がこの規定に当てはまれば支給ということになりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○9番(三澤公雄君) 議長、三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) その時に応じた対応をするということですよ。わかりました。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

○4番(横田喜世志君) 議長、横田。

○議長(能登谷正人君) 横田君。

○4番(横田喜世志君) 下のほうの廃棄物処理など簡易な業務のみ従事した場合は、1,500円という条文が増えたわけですけども、これに該当する方というのは発生するのでしょうか。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 議長、総合病院庶務課長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 実例といたしましては、発熱外来診察室で使用した、マスク、ガウンなどの感染防護資材、これは使用のたびに専用の廃棄物のペールのほうに捨てております。それで一定程度密封した状態で、さらにその廃棄物を専用の廃棄場所に運搬・保管するという作業がございまして、この作業のみ従事している職員がおりますので、そういった職員を対象としております。よろしくお願いいたします。

○4番(横田喜世志君) 議長、横田。

○議長(能登谷正人君) 横田君。

○4番(横田喜世志君) 何名ほど対象になるのかな。これは2年4月1日から適用するんですよ。それでこの1年間作業していたと思うんですけども、何名くらい対象になります。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 議長、総合病院庶務課長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) これにつきましては、実際、発熱外来での診察件数が11月から著しく増加しております。実績といたしましては、11月から1月までのカウントでございますが、延べ21名がこの作業に従事してございます。よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 4 議案第 1 2 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 4、議案第 12 号 八雲町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長(川崎芳則君) 議長、財務課長。

○議長(能登谷正人君) 財務課長。

○財務課長(川崎芳則君) 議案第 12 号、八雲町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 7 ページをお願いいたします。本改正は、町内に主たる事務所を置く、特定非営利活動法人の所在地変更に伴い、町が指定する寄附金税額控除の対象団体の規定を変更するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

条文の改正内容ですが、条例第 34 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する別表第 2 に掲げる法人のうち、記載されている NPO 法人エンジョイライフが、令和 2 年 12 月 15 日付けで、主たる事務所の所在地を、北海道二世郡八雲町栄町 20 番地 5 から、北海道二世郡八雲町東雲町 12 番地 28 へ移転したことに伴う改正であります。

納税義務者が NPO 法人や特定公益増進法人等に対して、寄附金を支出した場合の寄附金税額控除については、その合計額が 2,000 円を超え、町が条例で指定した寄附金であれば、超えた金額の 6% を町民税から控除する制度であります。

また、改正条例中第 34 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる寄附金とは特定非営利活動促進法第 2 条に規定する NPO 法人が行う、特定非営利活動にかかる事業に関連する寄附金で、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、町が規定しております。

なお、附則として、施行日は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第 12 号八雲町税条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第5 議案第13号

○議長(能登谷正人君) 日程第5、議案第13号 八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○政策推進課長(竹内友身君) 議長、政策推進課長。

○議長(能登谷正人君) 政策推進課長。

○政策推進課長(竹内友身君) それでは、議案第13号八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例について、提案説明申し上げます。

議案書8ページをお願いいたします。旭丘会館につきましては、昭和52年建築で、本年度で築44年が経過する地域会館でございます。平成29年に旭丘会館の維持管理方針について、指定管理者である、旭丘農事組合と協議し、今後の会館の利用の減少や老朽化により使用が困難になった場合には、会館を廃止するという事で合意しておりましたが、令和2年9月に、旭丘農事組合から会館利用を停止し、廃止する旨の申し出があり、地域住民の合意も得られていることから地域会館としての用途を廃止するものであります。

改正内容は、八雲町地域会館等条例の別表第1の表から旭丘会館を削るものであり、附則として施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第13号の提案説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番(三澤公雄君) 議長、三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 旭丘会館を使用している住民の方々は、今後集まるときは、どういうふうに活動するとおっしゃっているのでしょうか。

○政策推進課長(竹内友身君) 議長、政策推進課長。

○議長(能登谷正人君) 政策推進課長。

○政策推進課長(竹内友身君) 昨年9月に申し出がある前に、地域の方々とお話をした際には年に数回しか集まりというのがない状況で、もし集まるとしてもですね、各個人の家で会議等をするということで合意を得られているということでございます。

○9番(三澤公雄君) 議長、三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 予算委員会でも町内会のあり方について議論があったので、そこで十分かなと思っていますけども、ちょっとこの会館の閉鎖ということに鑑みて、改めて議論したいんですけども、そういった各個人のお宅で集まると言っても、町内会活動としての機能は有するのかなと思いますが、よりいろんな効率を考えた時に、それを機会にで

すね、町内会の合併というのを進める機会にもなるのかなと思いますけども、予算委員会の中では具体的な話にはなりませんので、こういったことをチャンスというか機会に捉えるという考え方はどうなのか。また、ほかの方法があるのかちょっとお聞きします。

○政策推進課長（竹内友身君） 議長、政策推進課長。

○議長（能登谷正人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（竹内友身君） 町内会の統合なり、そういったお話かと思いますが、地域会館の観点から申しますとすね、やはり地域会館、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建った建物が多いということで、その当時とはすね、やはり人口形態ですとか、町内会活動もなかなか思うようにできないというような地区も出てきております。

それで、地域会館の、例えば老朽化ですとか、それから利用頻度、そういったものを考えながらすね、例えば改修が必要だといった場合には、統合なり、そういったものを検討しなければならないですけども、それに合わせて町内会組織の統合もというようなこともすね、一つ検討していかなければならない課題かなと今は考えてございます。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第 6 議案第 14 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 6、議案第 14 号 八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第 14 号 八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書 9 ページでございます。本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定が見直しされたため、これを引用する本条例についても同様に改正しようとするものでございます。

改正する内容でございますが、現行の新型コロナウイルス感染症の定義規定を改正後は病原体がベータコロナウイルス属の、コロナウイルスである感染症の旨、改めるものでご

ございます。

最後に、附則としてこの条例の施行日を公布の日からとするものでございます。以上、議案第14号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第7 議案第16

○議長(能登谷正人君) 日程第7、議案第16号 八雲町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長、保健福祉課長。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議案第16号 八雲町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書14ページをお開き願います。

本条例は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令等の公布に伴い、管理者要件や、指定居宅介護支援事業の基本方針等が見直されたため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容についてご説明いたしますので、概要説明書の6ページをお開き願います。

2の改正の内容について、見直す内容ごとにご説明いたします。また、項目ごとに、改正する各条を記載しております。

(1)は、管理者要件に係る改正で、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなど、やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とするものであります。

(2)は、管理者要件の適用の猶予に係る改正で、令和3年3月31日時点で主任介護支

援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するものであります。

(3)は、高齢者虐待防止の推進に係る規定の追加で、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその発生を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることなどを義務付けるものであります。

(4)は、質の高いケアマネジメントの推進に係る改正で、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者に対し、ケアプランにおける各サービスの割合と、同一事業者により提供された割合を、利用者に説明することを新たに求めるものであります。

(5)は、会議や多職種連携におけるICTの活用に係る改正で、感染防止や多職種連携の促進の観点から、サービス担当者会議についてテレビ電話等を活用しての実施を認めるものであります。

7ページに移ります。(6)は、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応に係る規定の追加で、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入するものであります。

(7)は、ハラスメント対策の強化に係る規定の追加で、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえたハラスメント対策を求めるものであります。

(8)は、業務継続に向けた取り組みの強化に係る規定の追加で、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施等を義務付けるものであります。

(9)は、感染症対策の強化に係る規定の追加で、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備及び研修・訓練の実施を義務付けるものであります。

(10)は、運営規程等の掲示に係る規定の見直しで、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くことなどを可能とするものであります。

(11)は、記録の保存等に係る規定の追加で、事業者の業務負担軽減やローカルルール解消を図る観点から、事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するものであります。

3の施行期日については、(2)の、管理者要件の適用の猶予は、公布の日から(6)の、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応は、令和3年10月1日からとし、そのほかの規定は、令和3年4月1日とするものであります。

以上が、八雲町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要であります。



議案書 14 ページから 23 ページの、改正条例の各規程については、ただ今ご説明いたしました概要説明の内容のほかは、条文中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でありますので、各条項の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 16 号の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長(能登谷正人君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第 8 議案第 17 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 8、議案第 17 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長、保健福祉課長。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議案第 17 号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明いたします。

議案書 24 ページをお開き願ひします。

本条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援等に関する基本方針等が見直されたことから、関係する条例を改正しようとするものであります。

改正内容について、ご説明いたしますので、概要説明書の 8 ページをお開き願ひします。

この度改正する条例は、1 の改正の趣旨に記載しておりますが、第 1 条が、①の八雲町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例で、議案書は、24 ページから 70 ページ、第 2 条が、②の八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、並びに、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例で、議案書は、70 ページから 89 ページ、第 3 条が、③の八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例で、議案書 89 ページから 93 ページまでとなっております。

次に、2 の改正の内容について、サービスの種類毎に、ご説明いたします。

また、改正の内容毎に改正する各条を記載しております。

(1) は、夜間対応型訪問介護に係る改正で、オペレーターの配置基準等の緩和は、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、オペレーターについて、併設施設等の職員、随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に事業を一部委託すること。複数の事業所間で、随時対応サービスを集約化することについて、可能とするものであります。

次に、サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保は、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとするものであります。

(2) は、認知症対応型通所介護に係る改正で、管理者の配置基準の緩和は、9 ページに移ります。

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体事業所等の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とするものであります。

(3) は、通所系サービスに係る共通の改正で、地域と連携した災害への対応の強化は、災害への対応において、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととするものであります。

認知症介護基礎研修の受講の義務付けは、認知症の人の尊厳の保証を実現していく観点から、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けるものであります。

(4) は、小規模多機能型居宅介護に係る改正で、小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直しは、介護老人福祉施設または介護老人保健施設と、小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合には、管理者及び介護職員の兼務を可能とするものであります。

(5) は、多機能系サービスに係る共通の改正で、過疎地域等におけるサービス提供の確保は、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととするを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とするものであります。

認知症介護基礎研修の受講の義務付けは、先ほどご説明した内容と同様であります。

10 ページに移ります。(6) は、地域密着型特定施設入居者生活介護に係る改正で、地域と連携した災害への対応の強化は、先ほどご説明した内容と同様であります。

(7) は、認知症対応型共同生活介護に係る改正で、地域の特性に応じた認知症グループホームの確保は、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設するものであります。

認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しは、夜間・深夜時間帯の職員体制について、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とするものであります。

外部評価に係る運営推進会議の活用は、業務効率化の観点から、既存の外部評価は維持した上で、自らその提供するサービスの質の評価を行い、運営推進会議に報告し、その評価を受けたうえで公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから第三者による外部評価を受けることとするものであります。

計画作成担当者の配置基準の緩和は、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名の配置から事業所ごとに1名以上の配置に緩和するものであります。

(8) は、居住系サービスに係る共通の改正で、11 ページに移ります。認知症介護基礎研修の受講の義務付けは、先ほどご説明した内容と同様であります。

(9) は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る改正で、地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直しは、人材確保や職員定着の観点から、サテライト型を除き、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより、効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないこと、サテライト型居住施設において、本体施設が介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設である場合に、本体施設の生活相談員により入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことについて、可能とするものであります。

介護保険施設の人員配置基準の見直しは、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とするものであります。

栄養ケア・マネジメントの充実は、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付けること、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求めることについて、見直しを行うものであります。

口腔衛生の管理の強化は、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求めるものであります。

認知症介護基礎研修の受講の義務付けは、先ほどご説明した内容と同様であります。

12 ページに移ります。介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化は、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付けるものであります。

地域と連携した災害への対応の強化は、先ほどご説明した内容と同様であります。

個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直しは、人材確保や職員定着を目指し、ユニ

ットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、おおむね10人以下から原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。ユニット型個室的多床室について、新たに設置することを禁止することについて、見直しを行うものであります。

(10)は、全サービスに係る共通の改正で、高齢者虐待防止の推進は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその発生を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けるものであります。

会議や多職種連携におけるICTの活用は、13ページに移ります。感染防止や多職種連携の促進の観点から、サービス担当者会議等についてテレビ電話等を活用しての実施を認めるものであります。

ハラスメント対策の強化は、事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法などにおけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえたハラスメント対策を求めるものであります。

業務継続に向けた取り組みの強化は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施等を義務付けるものであります。

感染症対策の強化は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練等の実施を義務付けるもので、施設系サービスについては、既に委員会の開催、指針の整備、研修の実施が義務付けられているため、新たに訓練の実施を義務付けるものであります。

運営規程等の掲示に係る見直しは、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とするものであります。

14ページに移ります。記録の保存等に係る見直しは、事業者の業務負担軽減やローカルルールの解消を図る観点から、事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するものであります。

利用者への説明・同意等に係る見直しは、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めるものであります。

チェイス・ビジット情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進は、高齢者の状態、ケアの内容等に関するデータベースであるチェイスと、リハビリテーション計画書の情報に関するデータベースであるビジットを活用した、計画の作成や、事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨するものであります。

3の施行期日は、令和3年4月1日とするものであります。

以上が、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正

する省令の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の概要であります。

議案書の改正条例の各規程については、ただ今、ご説明いたしました概要説明の内容のほかは、条文中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でありますので、各条項の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 17 号の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長(能登谷正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎ 日程第 9 議案第 18 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 9、議案第 18 号 八雲町町道の構造の技術的基準等を定める条例及び八雲町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議長、建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議案第 18 号 八雲町町道の構造的基準等を定める条例及び八雲町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 97 ページをお開き願います。

本条例は、道路の効果的な利用の増進を図ることなどを目的とし、令和 2 年 5 月 27 日、道路法等が改正、公布され、それに伴う関係政令等が、令和 2 年 11 月 25 日施行されたことに伴うものであります。

本条例の主旨は、自動運転車輛用の自動運行補助施設及び歩行者利便増進道路の追加に

係るその設置基準等及び占用料の規定の追加であります。

自動運転車輛とは、車載のセンサー等が、周辺車輛の映像認識、GPS衛星及び道路本体、周辺の建築物などに設置する磁気や電波の発信装置からの信号を感知することなどにより、運転者がハンドルに触らなくても走ることができる車輛を言うものであり、その磁気、電波発信装置を道路施設に設置、例えば、道路上または路面下に設置する磁気誘導線、マーカーなどの道路付属物を自動運行補助施設として道路法等の改正により、この程、定義、位置付けされたものであります。

この自動運行補助施設を町道に設置する場合、その設置位置等の技術基準、設置者が民間事業者である場合、その占用料について条例で定める必要があることから、本改正条例を上程するものであります。

また、歩行者利便増進道路とは、都市部において、例えば、歩道にベンチやカフェテラスなどを設け、歩行者が滞在できる空間にしたい。など、歩道等を街の活性化のため使用するというニーズの高まりを受け、新たな道路空間として定義され、その制度創設のため道路歩道等の構造基準、道路占用制度について道路法等の改正がなされたものであります。

先と同様、歩行者利便増進道路を町道に設置する場合、その技術基準等について条例で定める必要があることから本改正条例を上程するものであります。

それでは、改正条例及びその内容についてご説明いたします。

改正条例の構成は、第1条として町道の構造的基準等を定める条例の改正、第2条として道路占用料徴収条例の改正、附則として両条例の改正の施行日について規定しております。

はじめに、第1条町道の構造的基準等を定める条例の改正規定であります。

当該条例第33条交通安全施設の改定は、交通安全施設に、先程ご説明しました自動運行補助施設を追加しようとするものであります。施設の具体的な技術基準等については、当該条例第1条及び第2条の規定により道路法及び政令、国土交通省令を準拠するものであります。

次に、歩行者利便増進道路の追加で、その追加は、右側枠内の改正後欄に記載のとおり当該条例に新たに第44条として追加しようとするものであります。

第1項は、歩行者利便増進道路を道路管理者、町長が指定した場合、その歩道等に歩行者が滞留できるスペースを設ける規定、第2項は、指定した歩行者利便増進道路の区間、区域において民間事業者による街灯、ベンチなど歩行者利便増進施設の適正かつ計画的な設置を誘導する必要がある場合、道路管理者としてその施設設置スペースを確保し、さらには、道路管理者として、その歩行者利便増進施設を設けることのできる旨の規定、第3項は、議案書98ページにかけまして、指定する歩行者利便増進道路に係る技術的基準について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する道路移動等円滑化基準によるものとしようとするものであります。

左側、枠内の最下段、現行第44条については、右側、枠内に記載のとおり、先に説明しました改正第44条の追加により、第45条に繰り下げ改正しようとするものであります。

次に、第2条道路占用料徴収条例の改正規定であります。

内容は、先程ご説明いたしました自動運行補助施設に係る占用料について新たに追加するもので、その額については改正、道路法施行令の規定に準拠し定めようとするものであります。条項としては、当該条例第2条占用料の額を規定する別表の改正で、左側、枠内現行の下から2段目の規定、法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設を、議案書99ページにかけまして、道路法改正に準拠し、枠内右側改正後に記載のとおり法第32条第1項第3号に掲げる施設の自動運行補助施設とその他のもの及び法第32条第1項第4号に掲げる施設の3区分とし、それら区分ごとの占用料は改正道路法施行令の規定と同額として定めようとするものであります。

なお、新設する歩行者利便増進道路に係る占用料については、当該道路に占用、設置できる施設が露店施設など現行の条項規定で合致し対応できるため、それに伴う条項の追加、改正は要しないものであります。

附則として、この改正条例の施行期日を交付の日から施行としようとするものであります。

以上、議案第18号、八雲町町道の構造的基準等を定める条例及び八雲町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第10 議案第19号

○議長(能登谷正人君) 日程第10、議案第19号 八雲町下水道事業設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長(田村春夫君) 議長、環境水道課長。

○議長(能登谷正人君) 環境水道課長。

○環境水道課長(田村春夫君) 議案第19号 八雲町下水道事業設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書100ページをお願いいたします。この度の改正は、八雲町公共下水道事業計画を

令和2年度の変更したことに伴い、下水道事業の面積および計画人口、処理施設の処理能力水量に変更が生じたため、既設条例の一部を改めるものであります。改正の内容ですが、第3条に規定されている、公共下水道八雲処理区の面積、計画人口、特定環境保全公共下水道の八雲処理区及び熊石処理区の計画人口、第4条に規定されている八雲下水浄化センター及び熊石浄化センターの処理能力水量を記載のとおり変更するものであります。

附則としてこの条例は、令和3年4月1日より施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第19条八雲町下水道事業設置条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番(三澤公雄君) 議長、三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 計画人口の減り方よりも著しく処理能力水量の規定を下げているように見えるんですけども、これはこの規模の処理能力のもので足りるという根拠だと思ひますけども、もう少し説明をお願いします。

○環境水道課長(田村春夫君) 議長、環境水道課長。

○議長(能登谷正人君) 環境水道課長。

○環境水道課長(田村春夫君) ただいまの三澤議員からの質問の計画人口の減少から見ると、処理能力のほうが大きく減っているというご指摘かというふうに思ひますが、今回のこの計画を見直した際にですね、処理池、池のほうの数を減らしたことによって大きく処理能力が減ったと。全部で5池あったものを4池に減らしたことによって、こういうふうに大きく減っているということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第11 議案第20号

○議長(能登谷正人君) 日程第11、議案第20号八雲町集落排水施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。



○環境水道課長（田村春夫君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 議案第 20 号 八雲町集落排水施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 101 ページをお願いいたします。このたびの改正は、八雲町農業集落排水事業計画概要を、令和 2 年度に変更したことに伴い、集落排水事業の計画面積及び計画人口に変更が生じたため、施設条例の一部を改めるものであります。改正の内容ですが、第 3 条に規定されている、落部地区集落排水施設の計画面積・計画人口を記載のとおり変更するものであります。

附則としてこの条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第 20 号八雲町集落排水施設条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第 12 議案第 21 号、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号、 議案第 25 号及び議案第 26 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12、議案第 21 号から議案第 26 号までの指定管理者の指定については、関連がありますので一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 議案第 21 号から議案第 26 号まで一括して説明させていただきます。議案書 102 ページから 109 ページまででございます。

このたびの 6 件の議案は、これまで町有施設の指定管理者として管理委託をしております 55 施設の 47 団体につきまして、本年 3 月末で指定期間満了となりますことから、引き続き指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

指定する期間につきましては、地域会館の建替えにより熊石折戸振興会館と、熊石相沼母と子の家が、令和3年度中に廃止する予定となっておりますので、この二つの施設は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とし、それ以外の施設は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものでございます。

議案第21号は、八雲町地域会館等条令により定められている各施設につきまして、議案書103ページから104ページの別紙に記載のとおり、各町内会や運営委員会等を指定管理者として指定しようとするものでございます。

105ページの議案第22号の八雲デイサービスセンターは、社会福祉法人八雲町社会福祉協議会に。106ページの議案第23号の八雲町熊石デイサービスセンターは、社会福祉法人熊石敬愛会に。107ページの議案第24号の八雲町勤労者センターは、連合北海道八雲地区連合会に。108ページの議案第25号の八雲町入沢農業体験ハウスは、入沢育苗ハウス利用組合に。109ページの議案第26号の八雲町熊石農産物等直売所は、熊石花栽栽培振興会にそれぞれ指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上、議案第21号から議案第26号までの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第13 議案第29号

○議長(能登谷正人君) 日程第13、議案第29号 令和2年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長、住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(川口拓也君) 議案第29号 令和2年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算 第2号についてご説明いたします。

追加議案書1ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、

104万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,015万2千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。 追加議案書5ページの下段でございます。

2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金104万5千円の追加は、広域連合から、各市町村に提示される本納付金推計額において、このたび、全道的に過少算定の誤りがあった旨、通知を受けたことから、当町分の不足相当額について計上するものであります。

次に同ページ上段の歳入についてでございます。

1款1項後期高齢者医療保険料 2目普通徴収保険料104万5千円の追加は、歳出の納付金に対する保険料を計上するものでございます。

以上、議案第29号 令和2年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第14 議案第30号

○議長（能登谷正人君） 日程第14、議案第30号 令和3年度八雲町一般会計補正予算第1号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第30号 令和3年度八雲町一般会計補正予算第1号について、ご説明いたします。

追加議案書7ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに1億5,632万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、142億8,832万1千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書 14 ページをお願いいたします。

3 款民生費 2 項児童福祉費 2 目児童措置費 410 万円は、新型コロナウイルス感染症の感染対策の徹底を図るため、学童保育所、幼稚園型一時預かり、認可保育所及び児童福祉施設において、感染症対策を強化するために必要とされる保健衛生用品等の購入に対し、国及び道の支援が認められたもので、18 節に放課後児童健全育成事業補助金 120 万円のほか、一時預かり事業補助金 30 万円、保育対策総合支援事業補助金 260 万円を追加しようとするものであります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目 予防費 1 億 1,032 万 9 千円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種事業であります。

本事業は、4 月からの開始を予定している町民へのワクチン接種に係る経費を計上するもので、1 節から 8 節までは、相談窓口や予約業務のほか、接種受付業務などの職員の人件費などをはじめ、11 節には、個別通知や予診票通知に係る運搬料など 942 万 6 千円、12 節にはワクチン接種業務委託料 6,715 万 3 千円、予約管理システム導入業務委託料 1,062 万 1 千円、13 節には、健康管理システム借上料など 291 万 1 千円のほか、各節説明欄記載のとおり、接種業務に係る経費を追加しようとするものであります。

議案書 16 ページをお願いします。

7 款 1 項商工費 2 目商工振興費 4,189 万 2 千円は、新型コロナウイルス感染症の長期化によって、一層厳しくなっている町内事業者の資金繰りに柔軟に対応するため、比較的規模の大きい公的な融資制度の利子・保証料の支援については、国及び北海道の資金を活用して、金融機関に対応してもらうこととし、町は、北海道信用保証協会の保証付きを必要としない、町内金融機関及び商工会が独自に実施している比較的小口の融資における利子補給を行うことによって支援の隙間を埋めようとするもので、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、18 節に町内事業者経営安定支援事業 1,482 万 5 千円を追加しようとするものであります。

また、感染症による外出自粛要請や緊急事態宣言発令により、地域間移動の停滞の影響を最も受ける宿泊業では、既に相当な経営的打撃を受けております。

この状況を踏まえ、八雲町内において地域間移動とまらない町民を対象とした需要喚起策として、この機会に地元の宿泊施設へ宿泊し、町内資源の再発見も含め、宿泊、入浴や食事などを楽しんでいただくことを目的として、地域経済循環型の経済対策を行うもので、町内宿泊施設利用における宿泊は、助成率 2 分の 1、上限は一人 5,000 円、日帰りについては、同じく助成率 2 分の 1、一人 2,500 円を上限とし、18 節に感染症対策宿泊事業助成金 2,655 万円のほか、10 節及び 11 節に事業実施に係る事務経費など、合わせて 2,706 万 7 千円を追加しようとするものであります。

なお、財源として国の地方創生臨時交付金の一部を活用するものであります。

以上、補正する歳出の合計は、1 億 5,632 万 1 千円の追加であります。

続いて歳入でございます。議案書 12 ページをお願いいたします。

15 款国庫支出金 1 項国庫負担金 2 目衛生費国庫負担金 6,956 万 2 千円の追加は、歳出

でご説明しました新型コロナウイルスワクチン接種事業のうち、接種費用に係る国の負担金であります。

2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 50 万円の追加は、歳出でご説明しました放課後児童健全育成事業及び幼稚園型一時預かり事業に対する子ども・子育て支援交付金で基準額の3分の1相当額であります。

3 目衛生費国庫補助金 4,076 万 7 千円の追加は、歳出でご説明しました新型コロナウイルスワクチン接種事業のうち、接種体制確保に係る国の補助金であります。

7 目商工費国庫補助金 1,846 万 7 千円の追加は、歳出でご説明しました町内事業者経営安定支援事業及び感染症対策宿泊助成事業に係る地方創生臨時交付金であります。

16 款道支出金 2 項道補助金 2 目民生費道補助金 180 万円の追加は、歳出でご説明いたしました放課後児童健全育成事業、幼稚園型一時預かり事業及び保育対策総合支援事業に対する子ども・子育て支援交付金で基準額の3分の1相当額、保育対策総合支援事業補助金は、基準額の2分の1相当額であります。

20 款1項1目繰越金 2,522 万 5 千円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

補正する歳入の合計は歳出と同額の1億5,632万1千円の追加であります。

続いて債務負担行為の補正であります。議案書9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正は、追加で歳出の事項別明細書によりご説明しました、町内事業者経営安定支援事業により町内事業者が借入した資金に対する利子補給金で、期間を令和3年度から償還完了の日まで、限度額を融資額に対する利率のうち5%以内とし、設定したものであります。

以上で、議案第30号 令和3年度八雲町一般会計補正予算第1号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

○14 番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） 17 ページ7 款商工費、2 目商工振興費の 18 節負担金補助及び交付金の関係ですけれども、これについてはご説明ありましたように、地方創世臨時交付金の事業でありまして、町内事業者、コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する対策でございます。とりわけ今、八雲町のいきいき商品券も各町内に今、配布されて町民の皆さんも大変好評な状況にありますし、昨年の年末年始における事業継続応援金、まさに年末年始において宴会などの中心とした飲食店の関係についても、相当数の応援金の影響がありまして、安定的な経営を町内においては持続されている状況であります。

とりわけ渡島管内でも函館市の状況を見ますと、本町の商店街、飲食業を中心に相当、店を閉じている状況が多くあります。そういった状況を比較すれば当町の対策というのは、きめ細かい対策をしているのかなというふうに思いますし、今回の宿泊業の助成金につい

てもですね、町内の中での動き、往来を防ぐために町民同士で対応するという、そういった施策も含めて、細かい対策をしている部分については評価するんですけども、一つです、今、国のほうでも外出往来の自粛要請等に影響を受けた事業者ということで、特に直接受けた事業者でなく、そこにその事業者に関係して、例えば物を売っているとか、仕入れ業者、そういった部分にも配慮しながら今、国のほうでも、そして道のほうでも今月新たな枠も増やしている状況であります。

そういったことを考えれば、八雲町の飲食店、とりわけ飲食店にもものを売っているというか、そういった関係でいえば酒類のお店、特に小売りの中でお酒も置いているという業者もあるんですけども、ほとんど飲食店に酒類を売っているような、そういうところは非常に厳しい状況だというふうに向っています。とりわけ12月、1月もほとんど卸せないような状況も続いている。それで店によっては2月は、これまで運用してきた長い歴史の中で一番売り上げが少ないという状況もありますので、そういったところにもですね、ある程度対策というものを、きめ細かく対応するべきだと思いますけれども、その辺、対応はどうなっているんでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この千葉議員ですね、本当に我々もですね、商工課ともちょっと協議した部分であります。本当にこの去年の12月の年末、さらに新年の新年会等々もなく、確かに飲食業また宴会を持っている業者に少しでもということで支援金を出しましたけれども、新聞報道でもテレビでも言っているとおりですね、やはり飲食業に卸している業者、とりわけですね、八雲町でいくと今、千葉議員さんがおっしゃっているとおりですね、お酒を卸している業者は大変厳しいというのは商工会の方々からも聞いているところでありますので、今、お聞きしましたので、更にですね、これ議会が終わったあとにですね、とくに飲食店に卸している酒屋さんについてですね、調査をしながら、もし厳しいのであれば何らかの対策は考えたいと思っています。

ただ、予算が終わりましたので、考えますと金額的にもですね、そんなに多くはならないだろうということも考えますので、専決なのか、また全協を開いていただくのか、また補正するのかをいろいろ考えながらですね、まずこの議会が終わったあとに飲食業に卸している酒屋さんについてですね、調査をしながら対応してまいりたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○14番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 町長のほうからお話があったように、宿泊事業助成金はある程度2,655万って大きな金額なんですけれども、件数的にもおそらく少ない、ピンポイントで済むと思いますし、ただ、逆にですね、時期的な部分、早急な対応が必要でございますので、そういった部分も含めて検討材料に入れていただいて、町長がおっしゃるように専決で必要な部分があればですね、専決の部分も含めて対応していただきたいなというふうに思い

ますけれども、よろしくお願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本当にこの急ぐという場合もあります。特にこの年度替わりということもありますので、その辺については調査をしてですね、予算規模が少ないようであれば専決ということも考えながら検討してみたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） コロナワクチンの接種業務の予算ですけれども、これは全町民に対しての予算措置だと考えていいんですか。それとも報道されているように500回分でしたっけ。そういうものに対しての予算なのか、全町民に対してでしたら、その今この予算を作るにあたって考えられている場所だとか、あとどういう町民への順番付けというんですか。それはどういうふうに整理されたうえで予算を考えたんでしょうか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） ただ今の予算について、全町民分かということのご質問かと思いますが、まず接種費用というのは病院に、医療機関に委託料として払うものですか、接種に係る分については全町民分の接種の費用の予算を見ております。

あと、それとは別に体制整備ということで、接種するためのいろいろな準備に係るものにつきましては、国のほうでも今、補助の、9月末までの接種にかかる費用について上限額を示されまして、その中で予算付けということでありましたので、9月末までを想定した人件費ですとか、会場の使用等を考えた予算ということで、もしそれがそれ以降もということになればまた国のほうでその費用ですとかということを示されれば町のほうでも予算が不足するようであれば、またそれ以降の部分については検討してまいりたいと思っております。

あと、接種の先日ですね、八雲町でも500人分のワクチンが来るということで、接種の考え方ということでありますけれども、今現在ははっきりとワクチンが来るとしているのが、議員がおっしゃられるとおり、4月の19の週に八雲町にワクチンが一箱、約1,000回分ですので500人分となります。それでこの部分につきましては、今現在で、まず優先接種順位として高齢者が優先ということになっていますが、ただ、特に八雲町内でも高齢者の施設等があったり入院されている患者さんもいたりということで、まず先に考えておりますのは、その高齢者の施設ですとか、入院患者、それから施設に従事されている方をまず先行で来る部分については実施したいと考えております。今のところですね、一般の方の接種についてもいろいろ想定はしているんですけれども、ワクチンが具体的に、いつどれくらい入るといったものが示されておりませんので、一応、一般の高齢者の接種については、

5月の下旬以降になるだろうと考えておりますが、これもワクチンがいつの週に何箱くらい入るといことがはっきり決まった時点でご案内できるのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 予算委員会でもこの部分に触れた質問があったときに、明確な答えがなかったように思うので、今回は補正で具体的になったから質問させてもらってるんですけども、数が少ないので来るのであれば、やはりその高齢者優先とか医療従事者が優先というのは理解しているんですけども、数が届かないとやはりその順番だとかも、ある程度ルール化されていることをお話されたほうが町民も理解されると思いますし、一方、どの町でしたっけ、想定して訓練したら予想外のことがわかったという報道もされてきました。今、八雲町は机上で考えているといいましたけれども、数の問題もあります。9月末までの部分に対応した予算だというのであれば、町民全員に渡っての、想定しての程度問診の仕方だとかの訓練で、時間がどれくらいかかるかということも実際にやってみることは、訓練として必要なんじゃないかなと思いますけども、いかがなものでしょう。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 三澤議員おっしゃるようになりますね、実際に現場で確認する等によって本当に想定できないことも考えられるのかなと思っています。今までの準備の段階では、まずですね、八雲地域ではまず集団接種を中心に進めて行こうと考えておまして、会場としては主に町民センターとはぴあを予定しております。それで、まず机上では図面でどこにどう配置するということは当然行っていました。先日というかその後ですね、実際に会場のほうで、まずは実際に行って配置を物の配置をしてみて、間隔が大丈夫だとかですね、あとは職員の中でありましてけれども、実際の受付からここがちょっと人数詰まったら密になるからもう少し開けたほうがいいんじゃないかということでは、一度のシミュレーションは行ったんですけども、今後、医療機関のお医者さんですとか看護師さんですとか、医療機関とも再度保健福祉のほうで考えている接種会場の体制等について、医療機関とも相談をしながら、今後また必要があれば見直しをしながら進めて行きたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。

（何か言う声あり）

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 順位付けの関係ですけれども、まず想定されている部分では、最初に一箱を19の週というのが高齢者施設等と先ほどお話ししましたが、今、北海道で予定されているのが4月26の週、次の週ですね。この週もまだ一箱だ、それも予定と言うことで確定ということでは入ってきていません。それも一箱ですので、両方合わせて



も 1,000 人分の 2 回分ということになります。今、町のほうで施設の入所者、それから従事者、あとは入院の方、総体で考えますと 1,000 まではいかないんですが、大体 1,000 に近い人数がいるものですから、その部分についてはまず今、各施設と調整しているところですが、優先的にそちらのほうに回したいというふうに考えております。

それでその後ですね、コロナのワクチン担当の大臣が、何千、全国で用意するとかって報道もあるんですけども、それは具体的に北海道でいくつ来て八雲にいくつ来るというのが、まったくわからない状態です。ただ、その分量を見ながら高齢者であっても全体で 5 千いくつ、八雲地域で 4 千数百ってあるんですけども、その量を見ながら、例えば 75 歳以上の人数で先に案内を出すだとか、年齢刻みで出すだとかそういったことについては対応できるように、今、いろいろ検討はしています。ただいづれにしてもそのワクチンがどれくらい来るか、いつ来るかというのがわかった段階で早急に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 0 3 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長(能登谷正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 日程第 15 諮問第 1 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 15、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現委員1名が、令和3年6月30日をもって任期満了となることから、その後任者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものであります。

推薦しようとする委員につきましては、議案書記載のとおりであり、略歴等は、お手元の参考資料に記載しております。

この方は、人格円満にして人望厚く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としての使命を十分発揮される方であると期待しております。

従いまして、適任者として推薦いたしたく存じますので、議員各位のご同意をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) お諮りいたします。

本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり適任と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、議案書に記載の方を、人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

## ◎ 日程第16 発議第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第16、発議第1号 高齢者の医療費窓口負担の現行1割の継続を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○4番(横田喜世志君) 議長、横田。

○議長(能登谷正人君) 横田君。

○4番(横田喜世志君) 発議第1号 高齢者の医療費窓口負担の現行1割の継続を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

菅内閣は、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を、年収200万円以上の約370万人を対象に、現行の1割から2割に引き上げる方針を決定しました。

原則2割負担化には、さらなる受診控えを生じさせかねない政策をとり、高齢者に追い打ちをかけるべきでない。日本医師会、高齢者の命と生活に重大な問題を引き起こす、全国保険医団体連合会等が参加する日本高齢期運動連絡会などと批判が相次いでいます。

よって、国においては、医療費窓口負担の現行1割の継続を求めるものであります。

議員各位のご賛同を、よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

### ◎ 日程第17 発議第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第17、発議第2号 国民健康保険料の子ども均等割減免の拡充に関する意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 発議第2号 国民健康保険料の子ども均等割減免の拡充に関する意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

国保は、他の健康保険とは違って世帯員数に応じた均等割保険料がかかってきます。世帯員数は子育て中の家庭など、多人数世帯ほど負担が重くなっています。また、少子化対策の充実にも逆行しているとして、その軽減を求める声も高まっています。

よって、国においては、少子化対策の拡充のためにも、国保子ども均等割額のさらなる拡充策を検討されるよう、強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。  
よって、本案は否決されました。

### ◎ 日程第 18 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18、発議第 3 号 小中高全体で 30 人学級を早く実施することを求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○4 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 発議第 3 号 小中高全体で 30 人学級を早く実施することを求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

政府は、今国会で、父母・保護者や教職員、地域の人々の強い願いである少人数学級について、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を 5 年かけて、学年進行で 35 人学級に計画的に引き下げるとしました。

しかしながら、みんなで深く考え合う豊かな授業は、少人数でこそ可能であります。子どものケアという点でも少人数学級が急がれます。

教員は子ども一人ひとりの個性を理解し、子どもの変化を感じ取りながら向き合えるものと思います。文科省も 30 人学級を求めています。欧米をみれば、20 人程度の学級が当たり前になっています。

よって、国においては、当面、小中高全体で 30 人学級を可能な限り早く実施する計画のもと、予算編成を行うことを強く求めるものであります。

議員各位のご賛同を、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

#### ◎ 日程第 19 発議第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 19、発議第 4 号 30 年までの温室効果ガスの削減目標を引き上げ、気候変動対策を抜本的に強めることを求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 発議第 4 号 30 年までの温室効果ガスの削減目標を引き上げ、気候変動対策を抜本的に強めることを求める意見書案について、提案説明を行います。

2015 年 12 月に、地球温暖化対策の国際的枠組み、パリ協定が採択されてから 5 年が経過します。今世紀末の世界の平均気温上昇を、産業革命前と比べ 2℃より十分低く抑え、1.5℃に抑制する努力目標を設定しました。今世紀後半に世界の温室効果ガスの排出量を、森林や海などの吸収分を考慮して実質ゼロにすることも決めた重要な協定です。

ところが、各国の排出削減目標が現状のままでは、今世紀中に気温上昇が 3.2℃になると警鐘を鳴らしています。

菅首相は、先の臨時国会の所信表明演説で、50 年までに、排出実質ゼロにすると、国際標準の目標を打ち出した事自体は歓迎します。しかしながら、30 年の削減目標については言及しておらず、実効性に疑問の声が出ています。

再生可能エネルギーについて、2018 年に決定した政府のエネルギー基本計画で、電源構成の 22 から 24%に留まっている比率を大幅に引き上げるときです。環境保全のルールづくりや住民合意をすすめ、再エネが飛躍的に普及するための政策への転換を図るべきです。

国においては、30 年の削減目標を引き上げ、気候変動対策を抜本的に強めることを求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

### ◎ 日程第 20 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20、発議第 5 号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○4 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 発議第 5 号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について、提出者を代表し提案説明いたします。

夫婦が必ず同じ氏を名乗ることとしている夫婦同氏制度の下で、改姓によって不利益が生じたり、人格権を侵害したりという事態が生じています。

内閣府、家族の法制に関する世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入するための法改正に賛成 42.5%、同姓を前提としつつも通称使用を認める法改正に賛成 24.4%となり、法改正は必要ないとの回答 29.3%を上回っています。また、国際的にも、国連女性差別撤廃委員会からの是正勧告がされているように、日本のように夫婦同氏を強制している国はありません。

よって、国においては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めるものであります。

議員各位のご賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎ 日程第 2 1 発議第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21、発議第 6 号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○9 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9 番（三澤公雄君） 発議第 6 号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書。

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えないなか、地域経済への影響が今後も必至なことから、経済を活性化する対策の強化とともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。

コロナ禍による農畜産物等の消費が大きく落ち込み、在庫の積み増しが深刻化しています。特に、米の需要減少分を子ども食堂等への支援、ODAを活用した援助、政府備蓄米の追加買い上げなどの緊急対策を講じ、米価暴落を防ぐとともに、農畜産物需要の喚起を図ることを要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第 2 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第 7 3 条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

### ◎ 町長挨拶

○議長（能登谷正人君） 町長から、発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 議長から発言の許可をいただきましたので、第1回定例会が閉会するにあたり、議員皆様に対し、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

本定例会は、3月10日を初日として17日までの8日間の会期となりましたが、議員皆様には終始熱心な議論と慎重なご審議をいただき、敬意を表するとともに、重ねて感謝を申し上げる次第であります。

新年度、一般会計をはじめとする各会計予算、令和2年度各会計補正予算や関連議案等を加え、提出いたしました議案等の件数は31件を数えました。

新年度、一般会計・特別会計及び企業会計を含めた予算総額は282億6千万円余りの規模となりました。私にとって町長2期目の最終年にあつて、継続事業を中心とした総合計画実施計画に沿った予算案でありました。

この間、予算特別委員会や議案等の審議を通していただきました、議員皆様からの貴重なご意見やご提案につきましては、真摯に受け止め、新年度の予算執行並びに今後の町政運営に活かしてまいりますので、一層のご協力をお願い申し上げます。

予算特別委員会正副委員長の責務を務めていただきました、宮本議員、斎藤議員には、そのご尽力とご配慮に心から感謝を申し上げます。

議決をいただきました各会計の新年度予算は、向こう1年間の行政を推進するための経費を具現化したものでありますが、今後、国の施策や補助金等の関係、特に新型コロナウイルス感染症対策及び収束に向けての経済対策など、年度途中においては対応しなければならないものが出てくるものと予想されます。その際には、追加補正のかたちで予算措置をお願いすることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

未曾有の被害をもたらしました、東日本大震災、ちょうど10年という年が経ちました。10年前の3月17日、私は岩手県の山田町という町に入り、災害の悲惨さ等、私が一番感じたことは、人は本当に辛いことは話さない。私も無我夢中で山田町の役場に出向き、ボランティアの場所、私は保育園の避難所に配置され、10日程度そこで被災者の皆さんと一緒に、ちょうど山田町の役場の下、保育園の下は津波で、火災で真っ赤な、私は今でも痛切に思います。10年経ったあの女の子どうしたかなと。本当に悲惨な状況でありました。

先ほど言ったとおり、人間は本当につらいことは話さない。私も聞けなかった。ただただ、無我夢中で瓦礫やいろんな処理を手伝った思いがあります。それともう一つは、津波や地震があった場合は、まずは自分の命を守ること。津波であれば高いところに逃げて、



兎にも角にも自分の命を守る。このことが一番大切であると。痛切に感じました。

この10年が経ち、この八雲町にも災害が来るということを想定しながら、これから議員皆さんとも協議をして災害の対応ができる地域を改めて作っていく必要があると強く感じたところであります。

この冬は、冬型の気圧配置が長く続き寒気も居座り、降った雪がなかなか減らない状況となり除雪経費の補正となったところでありますが、3月に入ってから温かい陽気になって、雪解けが進んでいる状況となっております。そんな中、日本気象協会から桜の開花の予想も発表されて、平年より10日ほど早い開花予想となっております。

昨年の開会が延期となった、東京オリンピック・パラリンピックは、今年の7月に開催予定となっておりますが、依然として新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延しており、変異したウイルスも拡大していることから、大会組織委員会などが海外からの一般客受け入れを断念する方針との報道がされております。

また、競技場に入れる国内の観客数の制限も検討されておりますが、オリンピック出場のための日夜努力を重ねてきたアスリートたちのためにも予定どおり開催されることを願っているところであります。

新年度は、執行方針でも述べましたが、4月下旬からはじまる新型コロナウイルス感染症対策のワクチンの接種を円滑に実施できるよう、職員一丸と案って取り組んでまいる所存であります。

ともあれ令和3年度以降も議員皆様、町民皆様のご理解とご支援をいただき、眼下の課題を克服していかなければなりません。今後も職員とともども更なる努力を傾注してまいる所存であります。

どうぞ議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意くださり、引き続き町民の幸せと町発展にご尽力されますことをお願い申し上げ、誠に簡単ではありますが、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

### ◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、私からも令和3年第1回定例会を閉会するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年の1月から感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、世界全体で感染者が1億人を超え、また、首都圏では緊急事態宣言が延長されるなど、未だ収束の兆しが見えない状況にあります。

各自治体においては、国のスケジュールに合わせてワクチン接種の準備が進められ、高齢者に対する接種が順次開催されます。担当されている職員の皆様には、町民の健康を守るため、円滑な接種に向けてご尽力されていますことに感謝を申し上げます。

また、医療に関係されている方々につきましても、過酷な環境の中、命を救うために日夜ウイルスに立ち向かっていることに対しましても、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げる次第であります。

私たちにできることは、一人ひとりが気を緩めることなく、感染防止対策を徹底することとであります。引き続き北海道スタイルを実践しながら、一日も早い収束と地域経済の活動の回復を切に願うところであります。

さて、本定例会は、3月10日に開会してから本日までの間、一般質問をはじめ、令和3年度予算案など各議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了をいたしました。無事に閉会の運びとなりましたのは、予算特別委員会正副委員長及び議員各位並びに町理事者と職員の皆様の終始、真剣なご審議によるものであり、議長として衷心よりお礼を申し上げます。町長をはじめ、理事者各位におかれましては、本定例会において成立をみました各議案の執行にあたり、適切なる運用をもって進められ、八雲町の発展と町民の幸せのため、一層ご尽力されますようお願いを申し上げます。

また、本定例会に予算特別委員会において、議員各位から述べられました意見・提言等を十分尊重し、今後の行政運営に反映されますよう望むものであります。

コロナ禍の影響により税収の減少が懸念される中、八雲町はふるさと納税が歳入確保に大きな役割を果たしております。しかしながらこの状態がさらに長期化となれば、地域経済に対する新たな財政出動が生じることも想定されることから、町財政は依然として厳しい状況が続くものと、気を引き締め、健全な財政運営に向けて議会も行政とともに力を合わせていかなければならないと思っております。

我々議員も町長と同様に任期が約半年となり、残された期間はわずかではありますが、コロナ禍という厳しい状況にあっても、創意工夫により地域の活性化や住民生活の向上が図られるよう、議会も一丸となって努力してまいりたいと考えております。

終わりになりますが、今年度で退職を迎えられる職員の皆様におかれましては、長年にわたり八雲町の発展のためにご尽力された多大なるご功績に改めて敬意を表する次第であります。これから年度末を迎え、議員各位、町理事者及び職員の皆様におかれましては、なにかとご多忙のことと存じますが、健康管理には十二分に注意され、町民の福祉向上ため、一層のご尽力を賜りますことをお願いを申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。どうもご苦勞様でした。

## ◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

よって、令和3年第1回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午前11時53分]